

令和5年 第10回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和5年5月23日（火）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮 沼 千 秋
教育長職務代理者	平 井 俊 一
委員	天 野 安喜子
委員	庭 野 正 和
委員	井 戸 道 代

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	大 關 一 彦
	教育指導課長	佐 藤 嘉 弘
	学校施設課長	八 木 邦 夫
	教育研究所長	百 々 和 世
	統括指導主事	千 葉 一 知

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	志 村 一 彦

蓮沼教育長	<p>開会時刻 午後1時30分</p> <p>ただいまから、令和5年第10回教育委員会定例会を開催いたします。本日は1名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、傍聴人の方の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
教 育 長	<p>それでは、日程第1、署名委員を決定します。天野委員と井戸委員にお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第22号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてですが、これは議会に上程される前の予算条例案に関するものであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会として審議したいと思います。</p> <p>この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第22号議案については、議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。傍聴人の方は退出願います。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会〕</p> <p style="text-align: center;">〔政策形成過程期間が終了したため秘密会部分を公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第22号議案を審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>まずは、公文が1枚目についているかと思えます。教育に関する事務の議</p>

案についてということで、6月14日(水)に開会をいたします、令和5年第2回区議会定例会に提出する議案につきまして、法律の規定に基づき、意見聴取されたものでございます。内容は記書きの3点でございます。1点目は令和5年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分。2点目が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。3点目、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、それぞれ資料に基づきましてご説明いたします。

はじめに、補正予算でございますが、令和5年度第5号補正予算概要(教育費)案をご覧ください。

はじめに、歳入でございます。

今回お示しした歳入につきましては、いずれも令和5年度の当初予算を編成する時点では、まだ決定をしていなかった東京都の補助金や委託金に関する歳入でございます。

はじめに、都支出金、都補助金の教育費補助金でございますが、9,426万6,000円の歳入でございます。内容は2点ございまして、786万6,000円につきましては、右側の内容でございますように、登校児童・生徒に対するデジタル教科書を活用した学習支援に関する補助金です。2点目の8,640万円につきましては、教室以外の居場所における不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援に関する補助金でございます。都委託金といたしましては、231万4,000円でございます。こちらの内容が2点あります。131万4,000円がデジタル機器を活用した不登校児童・生徒支援実施に係る経費に対する委託金。100万円につきましては、瑞江第三中学校及び葛西第二中学校が体育健康教育推進校に決定したことに伴う研究に対する委託金であります。いずれも補助率は10分の10でございます。合わせて9,658万円の歳入です。

続いて、歳出でございます。

まず、学務費でございますが、今回、学務費では13億7,125万3,000円の補正を組ませていただいております。こちらは、給食費無償化を2学期から実施するに当たりまして、それに関する経費として補正を組ませていただいたものであります。一つ目の項目が、就学奨励扶助費(小学校)でございますが、こちらはマイナスの1億5,261万9,000円の減額補正であります。給食費につきましては、就学援助費ということで、補助を受けている家庭がございまして、無償化されることに伴いまして補助の必要がなくなりますので減額補正をするものであります。

2点目が給食運営費（小学校）であります。こちらが10億4,321万5,000円の補正です。需用費、役務費、委託料につきましては、それぞれ減額の補正になってございまして、4点目の負担金補助及び交付金が10億6,143万4,000円の補正となっております。この10億6,000万円余が、右側の内容の1点目でございます学校給食費無償化の2学期からの実施に伴う補助金の増であります。三角がついている3点につきましては、保護者からの給食費徴収等を公会計で行う上でのシステム開発経費を5年度に予定をしておりましたが、無償化いたしますので、徴収するためのシステムが必要なくなりましたので、減額補正をするものであります。次の項目、就学奨励扶助費（中学校）減額の1億818万3,000円及び次のページをご覧くださいまして、給食運営費（中学校）5億8,534万5,000円、こちらにつきましては、内容は小学校と同様でございます。続いての項目、幼稚園給食運営費349万5,000円の補正です。学校給食費の無償化を二学期から実施することに伴いまして、区立幼稚園におきまして、昼食に係る補助金を計上してございます。

続いて、教育指導費でございます。100万1,000円でございます。こちらが先ほど歳入のところにもございました瑞江第三中学校及び葛西第二中学校が体育健康教育推進校に決定したことに伴う講師謝礼や消耗品費でございます。

学校施設費につきましては、1億2,595万円の補正でございます。内容にございますように、清新第一小学校の老朽化した給水設備改修工事費の増ということで、一番下の繰越明許のところ詳しく書いてございますが、令和6年度に予定していた工事であります。ポンプなどの資材の調達に非常に時間がかかるということで、今年度前倒しをして、補正を組ませていただきました。

教育研究所費につきましては、9,558万2,000円の補正でございます。内容は3点、不登校児童・生徒に対するデジタル教科書を活用した学習支援。教室以外の居場所における不登校児童・生徒個々の状況に応じた支援。デジタル機器を活用した不登校児童・生徒の支援、これらに関わる経費でございます。

合わせまして15億9,378万6,000円の補正予算でございます。

最後に繰越明許費でございますけれども、令和5年度から6年度にかけて繰り越すものになります。限度額が1億2,595万円でございます。令和6年度の夏に実施予定の清新第一小学校給水設備改修工事において、ポンプその他機器の供給に発注後8か月程度必要であり、今年度起工し契約をす

る必要があるため、こちら繰越明許費として組ませていただいたものであります。

続いて、条例改正につきましてご説明をさせていただきます。今回、2点上げさせていただいております。いずれも同性パートナーの相手方を休暇や手当の面におきまして、配偶者と同様に扱うための改正を行うものであります。こうした取扱いにつきましては既に令和3年4月から、育児に関する休暇や介護に関する休暇におきまして条例改正を済ませているところであります。令和4年11月に東京都の条例改正がございまして、本区の取扱い以上に、こうした取扱いを拡大したという経緯がございまして、そこで今回、区長部局と併せまして、東京都の拡大部分を参考に条例改正を行わせていただくものでございます。

1点目の幼稚園教育職員の勤務時間、休日経過等に関する条例の新旧対照表をご覧ください。と思っておりますが、こちらで改正する内容といたしましては、育児を行う職員の深夜勤務の制限に関する部分でございます。この制度を先に口頭でご説明させていただきますと、小学校就学前の子どもがいる職員で、配偶者が深夜において仕事をしている、または傷病や疾病等によって子を養育することが困難な場合に、その職員から申請があった場合、深夜勤務をさせてはならない、こういった制度がございまして、これにあたりまして、配偶者と同様に、パートナーシップ関係にある相手方を扱う旨の改正でございます。

パートナーシップ関係の解説としましては、双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いの人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係ということでございます。

次の第2項でございますが、先ほどご説明した第1項を引用している部分になります。引用元が変わりましたので、引用先も同様に変わる部分でございます。

最後に付則でございますが、既に東京都は条例改正を終えてございますので、この条例は公布の日から施行するという形にさせていただきました。

続きまして、もう一点の条例改正でございます。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第11条扶養手当に関する部分でございます。改正の内容ですが、扶養手当の対象となる扶養親族に、パートナーシップ関係の相手方を加えることで、配偶者と同様に扱うようにするものです。第11条第2項第1号に、配

偶者とございまして、その後に、またはパートナーシップ関係の相手方、この部分を追加させていただいているところがございます。裏面をご覧くださいますと、付則に施行期日とございます。こちらも既に東京都で制度改正を終えている部分ですので、公布の日から施行するという内容になってございます。付則の第2項の部分につきましては先ほど申し上げた部分とは少し違う内容でございます。この付則の第2項の部分は、平成30年3月に改正をしたときの付則をもう一度改正するという内容です。具体的に申し上げますと、以前は、配偶者、子ども、父母、それぞれ決まった金額の扶養手当をお出ししているのですけれども、配偶者がいなくて子どもがいる場合、通常のお子さんよりも増額して、配布する制度がございました。この制度が平成30年の4月になくなりましたが、平成30年3月まで、その手当をもらっていた人につきましては、経過措置として令和5年度中まで、これを継続してもらえらるという取扱いになっております。ただし、配偶者がいない、その中で子どもを持っているということが元々の計画の制度でございますので、その経過期間の間に婚姻した場合、配偶者ができた場合には、その特例措置は中止になります。それと同様に、その特例措置を受けている間に、パートナーシップ関係の相手方ができた場合にはその特例措置は中止すると、そういった内容がこの付則の第2項でございます。

以上で意見聴取につきましてご説明させていただきました。

教 育 長

補正予算と条例改正が2点、お話がありましたけれども、いかがでしょうか。ご質問等あればお願いいたします。

庭 野 委 員

補正予算の歳入のところ、校内別室指導のために8,600万円あまりがありますけれども、だいぶ大きい額だなと思ひまして、この校内別室指導を受けている児童生徒はどのくらいいるのか、それに対応している先生の数というのはどのくらい必要でこのような額になったのか、教えていただければと思ひます。

百々教育研究
所 長

お答えさせていただきます。こちらは東京都教育委員会の事業でございます。東京都が、校内別室指導を行う教室を持っている学校に対して、支援員を配置する事業になります。本区では全校申し込みをしたのですが、今のところ24校程度の配置が決定しております。配置の基準としましては明確には出ていないのですけれども、不登校の発生率が高そうなところが設定されているという情報が入っております。その学校の状況を見ますと、やはり常

	<p>に10名以下の子が学校には登校できていても、教室まで入っていない状況というところがございます。そこに本区としましては、1校あたり2名の人材を配置できるように計画を立てて、その予算を都に計上したところで、都から回答が来ているというのが現状でございます。それを持って補正予算に上げるという形をとらせていただきます。</p>
庭野委員	<p>ありがとうございます。子ども10人以下に対して指導者が2人ということで、大変手厚い支援になっていると思います。東京都から、これだけの額が出ておりますので、ぜひ成果が出るようお願いしたいなと思います。やはり不登校の子どもが多いですね。</p>
教育長	<p>ほかいかがでしょうか。</p>
庭野委員	<p>では、続けてよろしいですか。歳出の給食費です。小学校費が約10億円、中学校費が約6億円ということで、幼稚園と合わせると約16億円ですね、無償化に対するの支出が増えるということなんだと思いますけれども、ぜひこれを機に、給食の食べ残しがないように工夫をしていっていただけるとありがたいなと思います。SDGsにも関わることで、この16億円に値するものが子どもたちに使われていくということ、保護者にぜひ知らせていただきたいなというふうに思います。保護者がこれまで負担していたものがなくなるわけですので、何か実感として分かるような方法があるといいかなというふうに思っています。</p>
教育長	<p>この件に関して学務課長どうですか。</p>
大關学務課長	<p>今年の2月にみんなの給食ということで、SDGsに絡めて給食を考えていこうという月間を設けました。当初の目的は、中学生議会でアレルギーの子が食べられる給食を作ってほしいという提案があって、いろいろ考えた結果、1日では無理なので、週にこの日は小麦アレルギーの子でも食べるようなもの、火曜日は牛乳が出る日とか、そういった分けた形でいろんな宗教の子もアレルギーの子も食べられるような給食をということで始めました。各学校に依頼し、その内容や感想について、取りまとめたのですが、多かったのが、残滓をなくす取組でした。捨てる予定の皮をなるべく利用して、使うことによってゴミを減らすということと皮を減らすということは、洗う水の量と洗剤の量とかが減るので、そういった意味でも削減ができていくという、</p>

<p>教 育 長</p>	<p>そのような感想が述べられていまして、今後もそういった残滓をなくすような取組を続けていきたいということが書いてあったので、今後もそういった取組を続けていって、今のところはまだ学校の中だけですが、これをもっと保護者へも発信するような形でやっていけたらなと考えているところです。去年、ビデオレターで取組が放送されたとも聞いています。</p> <p>去年、松江四中の研究発表がありましたね。調理員さんたちが一生懸命朝早くから来て、仕入れも含めて点検して、子どもたちのためにおいしい給食をとということで一生懸命作業している姿を子どもたちに見せていました。その結果、子どもたちに自覚と感謝の気持ちが芽生えて、嫌いなものとか、苦手なものでもちょっと食べていこうということで残滓が減ったということもあります。そうして啓発していくことも大事だと思います。せっかく給食費も無償化になるいい機会ですし、江戸川区はおいしい給食なので、ぜひ今度こそ残りものがなくなるよう取り組んでいければなと思います。</p> <p>ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ほかになれば、第22号議案の意見聴取に対しては異議なしと決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、異議なしと決定し、区長にその旨回答いたします。秘密会はここまでとします。傍聴人の再入室を認めます。</p> <p style="text-align: center;">〔秘密会終了〕</p> <p style="text-align: center;">〔傍聴人入室〕</p>
<p>教 育 長</p> <p>佐藤教育指導 課 長</p>	<p>続いて、第23号議案、令和5年度学校評議員の委嘱についてを審議いたします。内容について事務局から説明をお願いします。</p> <p>まず、この学校評議員でございますけれども、目的が二つございます。校長と園長、この後、校長と申し上げますけれども、校長が学校運営に向け、保護者や住民等の意見を把握、反映し、その協力を得るために意見を求めること。</p> <p>もう一つが、校長が学校運営の状況等を学校評議員に知らせることによ</p>

	<p>り、学校運営への協力を円滑にすること、とされてございます。</p> <p>学校評議員の職務は、校長の求めに応じて、校長が行う学校運営に関し、意見を述べるということです。委嘱でございますけれども、学校評議員は、教育に関する理解と識見を有すると認められる者のうちから、校長の推薦に基づき、江戸川区教育委員会が委嘱するものでございます。</p> <p>そして、今お手元に表がございますけれども、経年の評議員数が書いてございます。令和5年度はこれまでと比較して合計数からいきますと716名で少なくなっていますが、学校統廃合の関係でございまして、右側に目を移していただきますと、1校平均は72名ということで1校当たりの人数は増えている状況でございます。</p> <p>内訳一覧をご覧くださいまして、様々な関係の方が学校評議員になられているわけですが、この右側に目を移していただきまして、新規の委嘱、それから継続の委嘱とございます。その一番下のところの全体合計数ですが、令和5年度は新規委嘱が111名、継続の委嘱が605名でございます。今年度はこれまでと比べて新規の方が多くなっていることが数字でお分かりになるかと思えます。学校長の推薦に基づきまして教育委員会で委嘱をし、この新しい方々の意見も入れながら学校経営、学校運営を円滑に進めていくという、そういう状況でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、質問、ご意見いかがでしょうか。</p>
天 野 委 員	<p>学校長の推薦ということですが、多分地域の方全部を把握されるのはちょっと難しい部分も正直あるのかなという中で、学校長に情報がいくまでには、ほかの方からのご推薦があって、その名前が届くのか、もしくは自分がやりたい、できますってということで手を挙げられて、学校長にその名前が届くのかというところをお聞きしたいです。それと、ある程度人数が決められているからその人数に合わせようとする動きがあるのかについて、以上2点教えていただけますか。</p>
教育指導課長	<p>まず定数ですが、設置要領には、各学校5名程度ということは記されてございます。そして、委嘱に関する事で先ほど申し上げましたけれども、基本的に教育に関する理解と識見を有する方ということで、教育関係の方や地域の方で深く学校教育にこれまでご尽力いただいた方等の中から、学校長が推薦するものでございまして、基本的に継続の委嘱が多い状況は数字で表れているとおりですが、継続の委嘱をする中で、様々な理由で辞</p>

	<p>められる場合に、新たに地域の方もしくは教育に深い識見を持たれている方の中から、校長が選びまして、入れ替えといいますか、新しく評議員になっていただくような形で進んでいるところが多いと思います。</p>
天 野 委 員	<p>なるほどと納得した部分もありますが、あと自薦他薦というところから考えると、例えばP T A活動をずっとやられている方の名簿の中から、この方がいいだろうなということで推薦されるのか、そうすると、枠が大体P T A活動された方になってしまうのではないかという懸念があります。他にもっと例えば地域のクラブとかずっとやられている方が推薦される場合があるのかどうかなど気になります。もちろん学校に対する協力体制というのはいいのですけれども、もう一步広げた視野というのがなくなってしまうのかなという心配もあってお伺いしました。</p>
教育指導課長	<p>どのような方がどのような経緯で推薦されたかというところまでは把握していませんけれども、自薦他薦問わず、校長に集まってきた情報の中から校長が推薦するということですので、いろいろなケースがあるのかなというふうに考えます。学校長が判断してその学校の学校経営にとってプラスになる、またはプラスの意見を言っていたりするような方を校長が推薦するというふうな形になっているところです。</p>
天 野 委 員	<p>皆さんもやる気というところで、安心しました。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>私の経験からは、やっぱりここに出ているような方々ですね。学校のこと、子どものこと、地域のことを知っているというところで、やっぱりP T Aの方とか、町会長さんとか保護者の皆さんとか、青少年委員さんとか、部活動指導員さんとか、そういう方々にも入っていただくなど、いろいろなケースあると思います。いずれにせよ、学校に足を運ぶ機会が多い方で、学校のことを知っている方、学校応援団とかで入っていただくこともありますしね。</p> <p>そういった点で大体5名から7名ぐらいという形で、新しく来た校長先生は、来たときには決まっている状態で、その先生がいきなり決めることはないのので、1年間やっていただいて、全体的なものとか、体調的なものなども加味して判断する。その方自身に迷惑かけてもいけないので、私はここで辞して、次の方お願いしますとか、自分でまた推薦されていく方もいますしね。基本的には、これもまた江戸川区の地域力になっていると思います。</p> <p>ほかよろしいでしょうか。</p>

平井委員	私も以前やらせていただいた中では、やはり地域とかかわりのある方々がなられて、非常に積極的に学校をはじめ、本当に一生懸命子どもたちのことを考え、見てらっしゃってというような会議になっていますので、ご安心いただければというところでお伝えいたします。
庭野委員	各校5名程度というところを7人ということで、充実した会ではないかなというふうには想像するんですけども、ここで先ほどお話出ました、例えばPTAの人が複数出て、町会の人が複数出ている。そういった状況はお分かりになりますか。
教育指導課長	各学校の数学ですか。拾えば分かると思いますが、今、内訳の一覧としてしか出していないんですけど、学校ごとには調べれば出ると思います。
庭野委員	私も評議員になった経験があるんですけども、例えば、もう自治会の関係の方が半分とか、PTAの方が半分以上を占めるなどバランスに欠ける学校があったので、翌年から改めてもらったこともありました。そういったことがなく、うまくバランスよくなるようにしていただくのがいいのではないかとということが一つです。 もう一つ。50人余りが新規になっているんですけども、この役職の中からはその新規になった方が読み取れないんですけども、新規になっているのはどんな方が多いか、お分かりになりますでしょうか。
教育指導課長	手元に資料がないので、調べさせていただいて、ご報告します。
庭野委員	分かりました。
教育長	ほかよろしいでしょうか。 それでは、第23号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 はじめに、区立中学校教員の事件について事務局から報告をお願いします。

教育指導課長	<p>資料はございません。口頭でお話させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、本件につきまして、ご心配をおかけしており申し訳ございません。今回の事件の経緯について改めてお伝えさせていただきます。</p> <p>令和5年5月10日(水)、早朝、松江第五中学校に警視庁捜査員2名が来校し、同校主任教諭が身柄を拘束された旨、伝えられました。</p> <p>また、この案件は非常に大きな事件によるもののため、詳細は教えられない。そして、警視庁のプレス発表は同日夕方までに行う予定があるということが伝えられました。江戸川区の対応といたしましては、事件の詳細を知らされないまま、区長をトップとした全庁体制で準備をし、行動の対応をとった次第でございます。本事件につきましては、捜査に関しては、当然ですけれども全て警視庁が行っております。事件の進捗状況に関しても、区教育委員会には都度知らされておりません。現在、報道等で様々な情報が流れておりますが、事件に直接関係する情報が全て警視庁から発信されております。</p> <p>区教育委員会といたしましては、これまで同校及び江戸川区立小・中学校、幼稚園が通常の教育活動を実施できるように尽力してまいりました。具体的には、松江第五中学校へは心理士の派遣を行い、生徒、教職員の心のケアを行いました。また、指導主事を派遣し、学校へ寄せられる電話への対応を初めとした支援を行ってまいりました。同校では報道発表の3日後、土曜授業の日には報道陣の取材もほとんどなくなり、学校が落ち着きを取り戻しまして、3年生は先週18日(木)から2泊3日で、京都・奈良への修学旅行を実施し、無事に終了したところでございます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
教 育 長	この件に関しまして質問ご意見等あればお願いします。
天 野 委 員	1点だけ。主任の先生が不在になったところの先生は、要員としてはもう入っていらっしゃるんでしょうか。
教育指導課長	区内の特別支援のベテランの先生で、会計年度任用職員の方をお二方配置しまして、その方は今勤めている学校と、その半分は当該校という形で、ベテランの力のある方を配置してございます。また、担任等につきましては校内体制で、ほかの方が既に担任としてついているということでございます。
天 野 委 員	学校全体としては、今いらっしゃる先生が担任に入られたということなので、そこに空きというか、十分な先生のニーズというのは確保されているん

教育指導課長	<p>でしょうか。</p> <p>繰り返しになりますが、その空いたところに区内のほかの学校から、ベテランの特別支援の力のある先生を配置しました。</p>
天 野 委 員	<p>ありがとうございます。</p>
平 井 委 員	<p>心理士の配置ということで対応しているということですが、実際は松江五中そのほか児童生徒たちから心理士やスクールカウンセラーへの相談の件数というのはどれくらい実際されているのでしょうか。</p>
教育研究所長	<p>生徒に関しましては、通常の学級の生徒に関しては1名、特別支援学級の生徒に関しましては、全員行いました。あとは卒業生。そして、卒業生の保護者等にも行っております。また、今後は先生方への心理ケアのほうも行う予定でございます。</p>
教 育 長	<p>基本的に事件の真相については最終的な段階ではなく、もちろん信じたくない気持ちですけれども、事実だと仮定して、子どもたちを守る、学校を守るということで、日常生活を維持しながらですね、しっかり子どもたちの心をケアして、寄り添いながらやってきました。支援体制に関しましては、校長とも毎日のように電話して私も4回ほど学校にも行っていきますけれども、本当に助かっているというお話をいただいておりますので、今の体制のままですね、落ち着くのを待っていきいたいと考えているところでございます。学校がある意味、こうやって窮地に陥っているときこそ教育委員会がしっかり支えていく、学校を守っていく、子どもたちを守っていくという姿勢で対応していきたいと、このように考えているところでございます。今後ともご支援よろしくお願いいたします。</p> <p>ほかになれば、ただいまの報告を了承いたします。</p> <p>次に、教育委員会後援名義の使用承認について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
教育研究所長	<p>教育委員会後援名義の使用についてでございます。使用申請一覧をご覧ください。東京シューレ江戸川小学校より、令和5年8月5日(土)に開催されます不登校を考える集いについて後援名義使用の承認申請がございました。本年度で3回目を迎えます本講演会は、江戸川区及び周辺地域の不登校</p>

	<p>児童生徒の保護者、不登校支援に関わる方、関心のある方々とともに、登校児童生徒の社会的自立とその支援のあり方について考えることを目的として実施される講演会及びシンポジウムとなります。参加対象者は、不登校児童生徒の家族や学校関係者等であり、現在は150名程度の参加を予定しております。</p> <p>なお、江戸川区在住者に限定しておりませんが、主に江戸川区を中心とした近隣都市からの参加も想定しております。</p> <p>2枚目の資料をご覧ください。</p> <p>イベントの具体的な内容としましては、現在テーマとして、子ども1人1人とどう関わるのかをテーマに、東京シューレ江戸川小学校の校長先生であります奥地圭子様より、不登校特例校とは、をテーマに講演を行った後、東京シューレ学園のスタッフによるシンポジウムを行う予定と聞いております。</p> <p>なお、このイベントにつきましては、江戸川区と学校法人東京シューレ学園との包括連携協定に基づきまして、江戸川区教育委員会と学校法人東京シューレ学園が協力して実施するものとなっております。</p> <p>昨年度におきましては、江戸川区教育委員会が後援しまして実施させていただいております。小学校から大学生及び保護者を中心に約100名の参加実績がございました。今までの実績及び事業内容の性質から、後援名義の使用を承認していただきたく存じます。</p> <p>本件につきまして何卒よろしくお願いたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、質問ご意見等あれば、お願いします。</p>
庭 野 委 員	<p>私も第1回目に参加させていただきましたけれども、参加者の関心が大変高く、内容も、かつて不登校だった人たちがどういう思いでいたのかとか、どんな形でそれを克服してきたのかということが学ばせて、勇気をもらえるなというふうに感じました。今回も多分そういうふうになっていくのではないかなと思ひまして、期待を寄せております。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。</p> <p>できれば多くの方に参加していただいて、いい話を聞いてね、いい実践、取組を聞いていただいて、夜の江戸川区花火大会に参加していただくと、それが理想かなと思っているところでございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>

ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。
以上をもちまして、令和5年第10回教育委員会定例会を終了します。

閉会時刻 午後2時24分